

(様式6)

(新設)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

		資料番号		69-5		担当課		消防防災安全課	
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第31条第5項	不利益処 分の種類	火薬類製造・取扱保安責任者免状の返納命令				
<p>法第31条第5項 経済産業大臣又は都道府県知事は、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずることができる。</p>									